

## オランダの NPO セクター

長坂 寿久 *Toshihisa Nagasaka*

拓殖大学国際開発学部 教授  
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

### はじめに

オランダは、米国のジョンス・ホプキンス大学が行っている NPO 研究プロジェクトの対象国中、最大の NPO セクターをもつ国となっている。オランダの NPO セクターは、フルタイム換算で 66 万 9,000 人を雇用し、非農業部門の支払い雇用の 12.9% を占める。この比率は研究対象国全 22 カ国の平均が 4.8% であるのに対し 2.5 倍もの大きさである。全雇用者数に占める NPO セクターの比率は、オランダでは 7% で、西欧諸国をはじめ他の先進国平均の 2 倍となっている。こうした支払い雇用の他に、多くのボランティアが NPO セクターで働いている。これらボランティア労働は全支払い雇用の 7.5%、40 万人の雇用相当に

換算される。また、オランダの NPO セクターの支出は、GDP の 15.5% を占め、国民所得の 10.2% を占める。

さらにオランダの NPO セクターは、福祉国家としての公的サービスの提供で大きな役割を果たしている。高齢者の自宅介護サービスの 97%、小中学校児童へのサービスの 75%、博物館の訪問者数の 41% を NPO が行っている。

NPO セクターの収入は、政府からの公的資金が最大のシェアを占めている。福祉国家としての公的サービスの多くを民間の NPO が行っているのがオランダの特色なのである。政府の福祉サービスについて、政府は財政的補助をするが、実施するのは NPO という仕組みをオランダはとっている。教育、保健、社会サービスなどはとくに NPO により実施されて

いるものが多い。

オランダは、政府開発援助（ODA）の一部を NGO（NPO）へ配賦し、二国間援助、多国間援助に次ぐ第 3 のルートを導入した、恐らく世界で最初（1965 年）の国ではないかと思われる。また、NPO の評価機関（CBF）が、その評価ランキングをベースに自治体での戸別訪問による募金活動の許可を与える等々、現代の世界が追求するシステムを先取りしてきた国である。さらにオランダという国の経済社会システムが、「政府 - 企業 - NPO」の 3 者の対等なパートナーシップによる合意によって運営される仕組みを導入しているという点で、きわめて 21 世紀的なシステムを構築している国である。オランダ（の経済社会システム）は NPO 論の観点からは実に興味深い国なのである。

本稿では、オランダの NPO の経済規模・効果、法的仕組み、税制について紹介する。

## NPO セクターの規模

### （1）NPO セクターの定義

以下に引用するデータはジョンズ・ホプキンス大学の NPO の国際比較ブ

ロジェクトにおけるオランダのペーパー（注 1）によっている。以下のデータに含まれるオランダの NPO セクターの定義は、図 1 のいわゆる「広義の NPO」に相当するといえる。

図 1 で、各 NPO の定義（範囲）は次のとおりである。

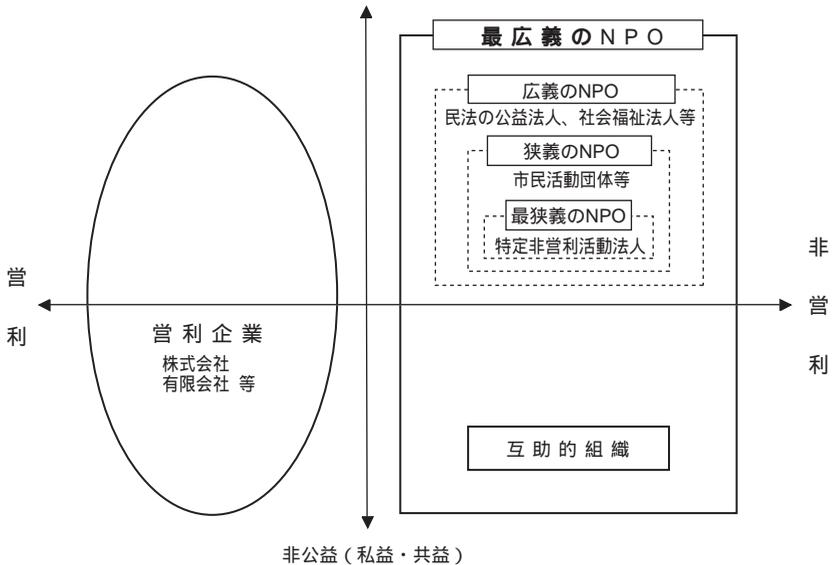
- 最広義：労働団体・経済団体・協同組合等（公益団体を含む）
- 広義：社団法人・財団法人・社会福祉法人・学校法人・宗教法人・医療法人までを含む
- 狭義：市民活動団体・ボランティア団体までを含む
- 特定非営利活動法人（NPO 法人）

### （2）NPO セクターの経済効果

オランダの NPO セクターは経済的にも非常に重要な部門となっている。オランダの NPO セクターの規模と役割の大きさについては、表 1 からも理解できる。

1995 年のデータであるが、NPO セクターは、支払い雇用のフルタイム換算で 67 万人を雇用し、活動事業規模（支出額）は年間 450 億ユーロで、付加価値額は 300 億ユーロであった。NPO セクターの総支出額はオランダの GDP の 15.5%、付加価値は GDP

図 1 NPO セクターの定義



(出所) 内閣府(経済企画庁)『市民活動団体等基本調査』(平成12年度)

の10.2%を占める。

また、67万人のフルタイム雇用数は経済全体の雇用の中で12.3%を占め、非農業部門での雇用の12.9%を占める。こうした給与の支払いベースでの雇用とは別に、NPOセクターは多くのボランティアによって事業が支えられているが、それらボランティアの参加はフルタイム換算で40万人の雇用に相当する。これは全支払い雇用の7.5%に匹敵する。

ちなみに、日本のNPOの経済効果については、経済産業研究所が2002

年に発表した1998年産業連関表をもとにした分析結果がある。この対象となるNPOは「狭義のNPO」である。これによると、日本のNPOセクターの経済効果(1998年)は国内生産の0.08%、雇用創出効果は17.6万人で、今後10年間で41.8万人の雇用部門になると予測している。また、ボランティア数は67.3万人としている。ちなみに、オランダの人口は1,600万人である。

次いで、オランダのNPOセクターの収入については、公的資金が最も大

きな部分を占め、58.4% となっている。NPO 自身による所得（収益収入）は 38.1% を占め、個人寄付は 3.4% である。公的資金の 58.4% のうち 31.6% が政府資金で、残りの 26.8% は健康保険資金などである。この健康保険資金は、保険医療や入院、ナーシングホーム、家族ケア、障害者ホームなどの社会サービスを提供するための健康保険支出で、これらの大部分は強制加入によるものであるが、民間保険会社によるものもこの中に含まれている。

雇用についてみると、NPO セクターでの「支払い雇用」で最も大きいのは「保健・医療」分野で、NPO セクターでの全雇用の 42%（28 万人）を占めている。次いで「教育」分野の 27%（18 万人）、「社会サービス」18.9%（13 万人）である。社会サービスとは、高齢者・障害者ケア等のソーシャルワークである。この 3 部門で全 NPO セクターの雇用の 90% 近くを占めている。その他の部門の雇用は 12% に限定されている。

その他の部門では、「文化・リクリエーション」が 4% である。「文化」は図書館や博物館関係がほとんどで、「リクリエーション」はスポーツと社

交クラブなどである。「住宅」が 2.5% で、「専門組織」（労働組合や専門・ビジネス協会）が 2%、そして「宗教」と「環境」が各々 1% ほど。「国際活動」と「政策提言」が各 0.6%、そして「中間支援機関」0.4% となっている。経済全体の中における NPO セクターの雇用率をみると、オランダは 12.3% で、他の国に比べきわめて大きなものとなっている。

オランダでは成人（大人）のほぼ半分の人々が何らかのボランティア活動に参加している。ボランティアとは、オランダの定義では、「社会や他人の便益のために、組織的な形態において、強制的でなく自主的に参加する、かつ支払いのない無償の仕事」を意味する。これをフルタイム労働に換算すると 40 万人の雇用に相当する。これは支払い労働であれば、全非農業雇用の 8% に相当する。ボランティア参加者は、「文化・リクリエーション」で最も大きく、全ボランティアの 36% を占めている。次いで「社会サービス」が 20% 強、「教育」が 14% である。

NPO セクターの事業支出は、雇用で 3 大部門となっている「保健」が 28%、「教育」が 20%、「社会サービス」が 13% で、合計 61% を占める。

表1 オランダの NPO セクターの活動比率 (1995 年)

(単位: %)

	NPO セクター	収益セクター	公的セクター
博物館訪問者数	40.9	17.0	42.1
スポーツクラブ会員数	96.0	4.0	
小中学校生徒数	74.9		25.1
大学生徒数	62.0		38.0
入院患者(日数)	71.7		28.3
ナーシングホーム入居者数	88.9		11.1
高齢者ホーム入居者数	96.6		3.4
環境・動物愛護団体会員数	100		
賃貸住宅数	69.5	29.2	1.4
市民団体会員数	100		
ODA 予算の配分	13.1		86.9

(出所) 巻末(注1)(Ary Burger and Paul Dekker)

雇用ではこの3分野が90%を占めていたのに対し、事業支出では61%と少ないのは、「住宅」による事業支出が23%と、「保健」に次いで第2位となっているからである。この4部門で全NPOの事業支出の84%を占めている。

オランダの住宅事情にはNPOが大きな役割を果たしているという特色がある。オランダの住宅戸数は約600万戸であるが、この半分の約300万戸が賃貸住宅である。この賃貸住宅のうち200万戸以上が「住宅」関係のNPOの所有または運営によるものである。つまり、全住宅の3分の1、賃貸住宅の3分の2が住宅NPOによるものとなっているのである。

### (3) NPOの財源

NPOセクターの収入は、他の欧州の多くの国と同様、公的資金が最大の資金源となっている。「公的資金」とは、政府からの補助金と健康保険支払いである。これがオランダでは、NPOセクターの収入の60%を占めている。「教育」分野と「保健・医療」分野のNPOでは90%を占め、「社会サービス」では68%、「国際協力活動」のNPOでは45%を、「文化・リクリエーション」では25%を公的資金に依存している。逆に「住宅」「慈善」「宗教」「専門家団体」では公的資金はほとんどない。

次いで多いのが、利用料金、販売、投資収入などの「民間収益」で、これ

が40%を占める。そして「民間寄付」が3%弱となっている。全体的には民間寄付のシェアは小さい。しかし、「宗教」分野では寄付に収入の80%以上を依存しており、また「国際協力」NPOも個人寄付に大きく依存している。「文化・リクリエーション」「環境」「市民・政策提言」「専門家団体」では民間寄付は10～15%を占める。そして教育、保健、社会サービス部門では民間寄付はほとんどないに等しく、公的資金に主として依存している。

NPOの収入源の第2位となっている「民間収益」は「住宅・開発」分野では93%を占める。つまり住宅の賃貸料収入などが入るからである。「慈善・中間支援」NPOでは、籠（ロッタリー）の売上げが大きなシェア（60%）を占めている。また「社会サービス」では、高齢者ホームの入居費などの使用料収入が多い。

#### （4）オランダのNPOセクターの国際比較

オランダのNPOセクターは、国際比較をするといかに大きいか分かる。ジョンズ・ホプキンス大学の研究プロジェクトの対象22カ国の中で、オランダのNPOセクターは最も大き

いものとなっている。全雇用に占める比率では、オランダは12%以上となっており、アイルランドとベルギーが10%を超えているものの、米国8%、フランス、ドイツは5%、メキシコは1%未満である。オランダは欧州の平均7%の2倍となっている。また、ボランティア比率でもオランダは最も高い。この両者でみると図2のように、オランダのNPOセクターは独特の高い地位を占めている。

NPOセクターの大きさと公的資金の拠出額との間にはかなり強い相関がある。図3にみるように、公的資金を多く出している国はNPOセクターが大きくなっているのである。つまり、中南米などNPOへの公的資金の拠出が少ない国は、NPOセクターの雇用比率も小さく、逆に欧州などでは公的資金の拠出が大きいいため、NPOセクターでの雇用比率も高くなっている。ちなみに、オランダはNPOセクターが世界でも最も大きいが、公的資金の拠出比率は必ずしも最も高いわけではない。アイルランド、ベルギー、イスラエル、ベルギーの方がオランダより高い。

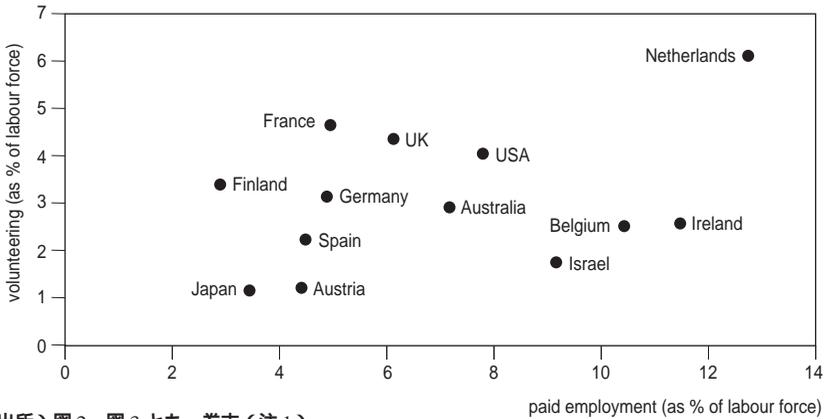
「個人寄付」については、「宗教」関係が最大の募金分野で、1995年の個

人寄付額の 42% (11 億 7500 万ギルダー) を占めている (注 2)。次いで「保健・医療」が 20%、「国際協力・人権」が意外と多く 18% となっている。そして「環境」が 8%、「社会関

係」が 6%、「スポーツ・レジャー」が 4%、そして「芸術・文化」と「教育」は各 1% と小さい。

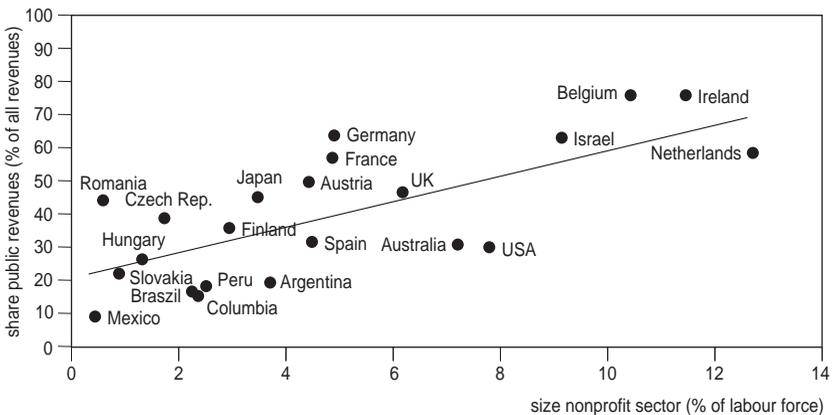
募金方法は、オランダでは戸別訪問が最も多い。そして籤(ロッター等)

図 2 13 国々の NPO セクター比較 (ボランティア参加比率と雇用比率、1995 年)



(出所) 図 2、図 3 と同、巻末 (注 1)

図 3 世界 22 国々の NPO セクターの雇用者比率と公的資金比率 (1995 年)



の販売である。オランダは寄付をする人が多い。常連的に寄付をしている人は人口の半分にのぼり、オランダで全く寄付をしない人は人口の7%に過ぎないという。

また、ボランティア活動比率については、調査の仕方によって異なるが、18歳以上のオランダ人の47%（アンケート回答方式）、あるいは32%（ある1週間に実際に行った活動を毎日記録する方式）が行っている。また、週のボランティア労働時間は4.9時間である（毎日の記録調査方式）。男性が6時間、女性が4時間である。また、18～34歳の人は4.5時間、35～54歳が5.0時間、55歳以上は5.3時間と年齢が上がるに従いボランティア時間は増えている。しかし、若い人も4.5時間とそれほど大きな格差があるわけではない。

## 2. NPO セクターの社会的背景

オランダのNPOセクターが他の欧州諸国の中でもとくに大きい理由としては、オランダの「柱状社会」の形成と、それによる民間のNPOセクターと政府セクターとの関係の緊密さがあげられる。民間団体が、教育、保健・

医療、福祉の多くのサービスを提供し、それに対して公的資金が供与されているのである。

ちなみに、オランダの小中学校における公立学校の生徒比率は30%に過ぎず、他は私立学校に通学している。そして、こうした私立学校に政府の補助金が全面的に提供されている。そして、この私立学校は、本報告の中でNPOセクターに分類されている。また、保健サービスも、強制加入の公的健康保険制度の資金と民間保険会社への加入分も含め、これら健康保険基金から保健サービスを提供するNPOへ資金が提供され、NPOがサービスを実施する形態をとっている。

このようにオランダは、政府によるサービスの提供の役割は非常に小さく、逆にサービスを提供するNPOへの資金提供の役割が大きいのである。

オランダの「柱状化社会」(Pillarization、オランダ語ではVerzuiling)は宗教と政治的信条によって形成される「集団(柱)」社会で、カトリック、プロテスタント(カルビニストやオランダ改革派等)、それに労働者階級が所属する民主社会主義など、3～5の柱があるとされる。オランダでは、カトリックの柱がもっとも強固に形成さ

れてきたが、プロテスタント（カルピニスト）もリベラルなプロテスタントから厳格なものまで分派がある。

各柱ごとに、政党、労働組合、経営者団体、住宅協会、新聞、放送、学校、病院、スポーツクラブ、高齢者団体等を設立し、各柱に所属する人々は誕生から葬式まで、自分の柱の中の団体のネットワークに所属して生きていくことになる。カトリックの人々は、カトリックの人々が多い地域に住み、教会に行き、カトリックの学校に行き、カトリックの新聞を読み、放送を聞き、といった具合に信条別（柱別）の団体に所属して生活する。

柱状社会がもっとも強固に形成されていた 1950 年代後半の頃の研究によると、各柱の人口比率（1959 年）は、カトリックが 40%、カルピニスト 10%、オランダ改革派 31%、所属せずが 19% であった（注 3）。

この柱状化社会は、オランダ独特のものというわけではなく、他の欧州諸国でもみられた。ベルギーにはカトリック、社会主義者、リベラル派の柱があったし、フランスでは共産主義者の柱があり、イタリアではカトリックと共産主義者の柱状化社会があった。ドイツ、オーストリア、スカンジナビア

諸国でも存在したという。

この柱状化社会は、社会的分化が明確になるが、各柱内の問題は柱内で解決し、柱間の問題は各柱の指導者（エリート）が話し合っ解決してきたため、安定かつ平和な民主主義が継続してきたとされている（注 4）。

オランダで柱状化社会を形成させることになった最も重大な出来事が教育問題であった。各柱の学校は私立学校となるため、政府の補助金をどうするかという問題が前世紀末頃から論点となってきた。とくに労働者階級を中心とする社会主義が蔓延すると、彼らは公立学校を求め、私立学校への補助金の拠出に反対した。他方、宗教系の柱は公立学校の強化に強く反対し、私立学校への全面的な補助金の供与を求めた。これはオランダを分裂させるほどの政治論争となったが、1889 年に若干の政府補助金が私立校にも提供されるようになり、さらに 1901 年と 05 年に補助金が拡大され、1920 年には私立学校に対して、公立学校と同様の、全面的に補助金が供与されることになった。そして、この教育における公立と私立の対等の財政的取り扱いという点は憲法にも挿入されることになった。

この私立学校への補助金問題以降、各柱が設立する機関は、公立の機関と同様の取り扱いを受けることができるという主張の根拠となり、各柱は独自（私立）の機関を設立していくようになった。保健・医療、福祉事業、住宅事業、メディア等々のサービスが各柱内の NPO 事業として提供されるようになっていき、オランダの柱状化社会は次第に強固に形成されていった。つまり、オランダの福祉国家化の過程の中で、柱状化社会が形成されていったのである。

しかし、この柱状化社会は、1960年代以降、宗教の世俗化の進展と非イデオロギー化の中で徐々に溶解していき、現在ではその形骸は残っているものの、実質的にはオランダもすでに柱状化社会はすっかり解体してしまっている。

その最も象徴的な出来事は、1980年のカトリック系政党と2つのプロテスタント系政党がキリスト教民主同盟（CDA）として統合したことであろう。その後90年代には、労働組合や経営者団体など、多くの団体が柱を超えて統合されていくことになった。前述のように、福祉国家化の過程の中で柱状化社会の構造は形成されていっ

たが、福祉国家の成長に合わせて、柱状化社会は解体されてくことになったのである。

### 3 . NPO の法的背景

#### (1) NPO 法の成立

オランダにおいて、団体を設立できる権利は1848年の憲法制定以来、憲法において保護されてきた。そして最新の1983年憲法では、団体を設立できる権利は、公序良俗を侵す場合を除き、保障されている。オランダの NPO セクターを支える団体としては、アソシエーション（協会 = vereniging）、ファウンデーション（財団 = stichting）、そして教会がある。この3つが NPO 活動の牽引力となっている。

オランダで NPO を設立できる法律が最初に導入されたのは1855年である。この法律により、「協会」の設立が自由となった。「財団」の設立は中世から慣習法として存在していたが、フランス占領中の1838年に民法典（Civil Code）で導入され、財団の設立はできることになった。しかし、まだ明確ではなかった。1882年にオランダ最高裁は協会・財団の設立に関す

法的根拠を明確にした。ただし、設立に当たっては公証人による承認証書が求められることになった。そして、1956年に慣習法に代わって、財団法が導入され、1976年に新しい民法典が発効して協会と財団の設立が規定された。

## (2) 協会と財団

オランダの NPO を形成する 2 つの団体形態である「協会」(アソシエーション)と「財団」(ファウンデーション)は、特定の目的をもって設立される非商業的団体のことで、誰でも設立できる。

「財団」といえば、日本では、一定の資産(基金)を保有していて、その基金の運用益で活動(あるいはその運用益を公益活動団体に助成)する NPO(あるいは財団法人)を指すであろう。しかし、オランダではこうした意味以上の活動を包含している。「Stichting」というと、これは英語では「Foundation」と訳され、そのため日本語では「財団」と訳される。同様に、「Vereniging」は英語で「Association」と訳されているため、ここでは「協会」と訳した。

両方とも、「市民の誰もが自由に設

立できる団体」を意味する。多くの場合、オランダでは公益のために活動する NPO のことを指すが、同時に、公序良俗に反しない限り、実際にはいかなる目的であっても設立可能である。後述のように、企業が乗っ取り防止のために「財団」を設立する場合もある。

「協会」は、民法典 Book2 の 26 条に規定されている。特定の目的の下に設立され、“会員”をもつ法人で、非営利の目的のみならず、商業的目的をもつこともできる。唯一の規制は収益を企業のように会員に配当できないことである。しかし、会員の福祉の増大を目的に設立されているため、収益は会員へのサービス向上のために使われることになる。会員による総会が最高権限をもつが、運営は理事会が行う。

「協会」は 2 種類あり、一つは限定的な法的効力をもつ「私的な協会」(インフォーマル協会)と全面的な法的効力をもつ「公式な協会」(フォーマル協会)である。前者は少なくとも 2 名いれば設立できる。ただし、不動産などの登録資産はもてないし、相続権もないなどの制約がある。

他方、「公式な協会」は、まず公証人の認証書が必要である。その認証に

は、オランダ語による所定の内容を最小限含んだものでなければならない。それらは協会の名称、登録する自治体名、目的、会員の義務、総会の開催要領、理事の任命と解任などである。政府は設立について介入できない。公証人の認証によって自動的に法人となる。

「財団」は民法典の Book2 の 285 条に規定されている。財団に会員は不要である。目的の実現に向けての規約が必要である。1 人以上で設立できる。1 人でも設立できるということである。理事はオランダ人である必要は必ずしもない。設立には公証人の認証が必要である（公証人に支払う認証費用は 20 ユーロ程度といわれる）。設立時に資産はとくに必要としない。

「公式な協会」と「財団」の登録は、いずれも地域の商工会議所において行う。商工会議所は登録にあたって年間登録費を課す。もしこの登録費の支払いが行われなかった場合、また理事会の理事が登録されていない場合、登録された理事の死亡や行方不明の場合、商工会議所は法人登録の取り消しの手続きができる。協会、財団とも年間純売上額が 750 万ギルダー以上ある場合には、年間経理勘定

が税務当局にファイルされ、商業的登記が必要となる。

また、税金問題については、オランダ税法が別の基準で適用される（後述）。また、労使協議会がこれら NPO にも適用される。労使協議会は EU（欧州連合）各国にある制度であるが、通常の企業において経営者側と従業員の代表者（労働組合代表とは異なる）との話し合いの場で、従業員に影響を与える経営上の問題について経営者側は従業員と話し合わねばならない制度である。

協会や財団に対して政府は介入できない。しかし、理事会の理事が不正行為や運営に齟齬をもたらした場合、検察官が団体に対して情報の提供を求め、もし情報の提供が不十分な場合には、検察官は裁判所に対しての捜査権の許可を求めることができる。そして検察官は裁判所に対し、当該問題理事の更迭などを求めることができる。

また、政府から補助金を受領したい NPO は年次報告書を作成し、提出する必要がある。また、募金を行う場合も、NGO の評価機関である CBF（募金中央ビューロー）に対して年次報告書のコピーなどを提出する必要がある。

「協会」と「財団」の大きな違いは、前者は会員制度があり、会員の福祉を活動の中心とする団体であり、後者は会員制度がない団体である。「協会」の典型がオランダ赤十字社で、「財団」で最も大きなものの一つが全国ガン研究財団などである。ちなみに、2000年は日本とオランダが出会って400年の年で、「400年祭」が両国政府によって公式に祝われた。日本側には財界などを中心に日蘭400年祭委員会が設置されたが、これは任意の団体ということになる。これに対しオランダ側では、「財団」が設立され、この財団が募金活動の受け皿となった。

### (3) 企業と財団

オランダでは、最初は「協会」の形態をとっていたが、その後収益活動が中心となっていき、企業登記され、さらには上場されたものもある。この場合、株式の一部を依然協会が保有している場合がある。オランダの大手の保険会社や銀行などにそうしたものがある。また、企業が年金基金を設立する場合も「協会」の設立によって行っている。

また、協会ではフィリップスや ABN アムロ銀行などの従業員組合が

協会として設立されるケースも多い。目的は従業員と会社側が毎月会費を貯めて、毎年海外旅行やリクリエーションなどを企画するなどである。

「財団」の形態は、オランダでは誰もが法人を設立できる方法として知られているが、しばしば経済的目的で設立されることもある。とくに企業の敵対的乗っ取りの防止策として活用されているのが、オランダの特色の一つである(注5)。

オランダの株式には投票権付き株式と投票権のない株式との区別はなく、いずれの株式も投票権付きである。そこで、企業は株式を発行する場合、「財団」を設立して、その財団に保有させる。財団はその株式を保有したい人に対しては、保証書付き株式/預託株式証書(Certificates of shares/depository receipts for shares)を提供する。その保証書付き株式には、配当権は勿論あるが、投票権がない形となるのである。投票権は財団の理事会がもつことになる。そして、財団の理事会の理事と会社の役員会の役員(取締役)とが同じである場合もある。

これは実際には、企業と財団、および財団と株主とが特定の契約をする形をとる。株主になりたい人は所定の金

額を財団に支払って株主となるが、その際に投票権は財団がもち、株主は保証書付き株式を受け取り、配当を受領するという契約である。そして企業はそういう条件で財団に対して株式を発行する（売る）のである。

ING 銀行などがその例である。また世界最大のビール会社であるハイネケンもこの形態をとっている。ハイネケンは2つの会社からなる。一つは醸造会社（メーカー）で、もう一つはホールディング会社（持株会社）である。持株会社は過半数に相当する50.005%の株式を保有している。ハイネケン社は依然として家族が支配している企業である。しかし、家族の持ち分は25%程度と小さいが、実際には過半数を支配している。そのからくりが「財団」にある。つまり、財団を通してホールディング会社を支配しているからである。ハイネケン財団が上場会社であるハイネケン・ホールディングの50.005%の投票権を保有し、ハイネケン・ホールディングが上場会社であるハイネケン醸造会社の50.005%を保有しているのである。ハイネケン醸造会社は、ハイネケン家が25%のみ所有し、75%は市場で取引されているが、家族が理事をつとめ

る「財団」の理事会が過半数の投票権を有するため、乗っ取りはできないことになる。フィリップスも同様の財団方式で、フィリップス家が依然支配できようになっているという。

この乗っ取り防止のための「財団」の活用方式はファミリー・ビジネスでは多く活用されているという。父親が操業したビジネスがあり、子供が3人いる場合、父親が死亡すると、子供は3分の1ずつ相続することになる。そのビジネスの分散を避けるために財団を設立するのである。父親は株式を財団に売る。父親だけが財団の理事となることもできるし、理事会を家族で占めることもできる。そうすれば子供の一人が株式を売りたい場合も、預託保証書付き株式で売れば、父親のビジネスを家族による財団によって支配し続けることができる。また、父親が子供のうち特定の一人にビジネスを継承させたい場合（しかし、財産は子供に均等に分けたい）、父親のみが一人財団の理事となり、父親は理事の権限でその一人の子供だけを財団の理事に任命でき、その子供がビジネスの実権（投票権）を行使できることになる。

最近ではイタリアのファッション企業グッチ（Gucci）の敵対的乗っ取り

への対応ケースも同様に財団方式が使われたことで知られる。グッチはイタリア企業だが、オランダで登録されている。フランス企業が乗っ取りをかけた時、財団を設立してしのいだのである。具体的には、同社は従業員向けのオプションプランの一つとして株式を発行することにし、その際、株式を会社の役員が理事をつとめる財団に対して発行（販売）したのである。このケースは裁判所で争われ、最終的にグッチと乗っ取り側は、数年後に所定価格で各株主が乗っ取り側に株を売ることができ旨の合意に達した。

例えば、サッカーのトップクラブであるアヤックスは「協会」として設立された。スポーツクラブはほとんどが協会の形態をとっている。しかし、アヤックスは現在では会社として上場されている。しかし、株式はアヤックス「協会」が保有している。

ただし、この抜け道的な乗っ取り防止方式は、他の国からは批判を浴びており、オランダ政府ももっと市場志向に修正を検討しているという。しかし、政府としては財団方式を完全に締め切ることはないだろうと専門家はみている。

オランダに多国籍企業が多いし、オ

ランダに企業登録している外国企業も多い。その理由は、一つは税制優遇措置によるが、もう一つは敵対的乗っ取りからのこうした簡単な防止制度があるからでもある。

#### 4 . NPO に対する税制

オランダには、他の国と同様、「公益を目的」とする活動団体に対する税制優遇制度がある。宗教団体、慈善団体、文化・科学、その他の公益目的の団体が対象となる。目的実現が外国であってもよい（国際協力）。また、公益団体であるためには、その団体の活動の少なくとも 50 % 以上が公益目的の事業活動である必要がある（会員へのサービス事業は 50% 以内であること）。

NPO は通常活動として経済活動を行っている場合には、法人税の対象となる。チャリティ的なイベントや活動には課税されない。つまり、通常の企業と競争している経済活動から得た純所得に対して法人税が課税される。その他の所得、例えば寄付、投資収益、金利などには課税されない。また、例外規定として、住宅公社や公立図書館、看護や治療患者への活動や、高齢者ケ

ア、孤児、社会的被害者について活動する団体も特定条件の下で法人税が免除されることがある。

また、公益団体への贈与に対しては、法人税は、500 ギルダールを超える場合、課税対象収益の 6% まで控除（無税）される。また個人寄付（贈与）については、個人所得税は総所得の 10% まで控除される。さらに、今後 5 年間にわたって所定の金額を寄付すると公証人に対して約束する書面を提出すると、その 5 年間分が一挙に控除される制度もある。

また、公益目的の NPO に対して付加価値税の免除制度もある。さらに、募金活動による（物やサービスの販売を含む）収入も、それがあまり大きな金額でなく、特定の金額を超えない場合は免税される。通常の社会・文化分野の活動では、5 万ギルダールを超えない収入の場合に免税となる。また、それが公益を目的としている場合には、免税の上限は 15 万ギルダールとなる。

なお、募金活動の仕方について、オ

ランダでは非常に興味深い点の一つある。戸別訪問や街頭による募金は自治体の許可を必要としていることである。自治体は許可を与える場合に、NGO の評価機関である CBF（募金中央ビューロー）による NPO としての評価基準を達成したものの、つまり CBF の一定の評価ランキングを取得した NPO であることを条件としている（注 6）。

（注 1）Ary Burger and Paul Dekker 「The non-profit sector in the Netherlands」, Sociaal en Cultureel Planbureau, 2001

（注 2）N.M.Schuyt(ed.) 「Giving in the Netherlands 1999」, Bohn Stafleu Van Loghun

（注 3）J.P.Kruijt 「Verzuiling, Zaandijk」 Heijis, 1959. ただし、注 1 から引用

（注 4）レイプハルト「多元社会のデモクラシー」内山秀夫訳、三一書房、1979 年

（注 5）本項の内容はオランダの会計事務所 2 社への筆者の聞き取り調査による。

（注 6）NPO の評価制度、開発 NGO の活動、政府開発援助（ODA）の NGO への配賦などのその他のオランダ的制度の詳細については長坂寿久「オランダモデル」日本経済新聞社、2000 年を参照。